

日本てんかん協会からのお知らせです。

知っていますか？

てんかんは

『自立支援医療制度』の対象です!!

自立支援医療とは、平成18年4月1日から **障害者自立支援法** に基づき **更生医療、育成医療、精神通院医療** が一本化した医療制度です。

更生医療

身体障害者の方に対して身体機能障害を軽減または改善するために給付を行う制度。

育成医療

身体に障害のある児童または現存する疾病が将来障害を残すと認められる児童であって、治療により効果が期待される児童に対して給付を行う制度。

精神通院医療

精神疾病の方に医療費の公費助成を行う制度。

てんかんと診断された人の自立支援医療(精神通院医療)の利用の仕方

対象者

「てんかん」と診断された人

対象となる医療費

指定された医療機関(原則1カ所)の外来受診のみで利用可能です。保険適用とされている外来でのてんかんに関わる診断、検査、薬などの医療費が対象となります。

利用者負担

原則1割の定率負担。所得や疾病の状況によって毎月の支払限度額が異なります。

例

健康保険(3割負担)で外来受診し、
保険適用の医療費総額が1万円の場合

- 自立支援を**利用しない**場合の自己負担額
1万円×自己負担**3割**=**3000円**
- 自立支援を**利用する**場合の自己負担額
1万円×自己負担**1割**=**1000円**

申請方法

所定の申請書と診断書及び保険証の写し(同じ医療保険者加入者全員分)、課税証明書など所得が確認できる書類をお住まいの市区町村の窓口へ提出してください。
※手続きの詳細は市区町村の窓口にご確認ください。

有効期限

1年間。引き続き利用する場合は更新手続きが必要です。受給者証の有効期限の開始は市区町村の受付日です。そこから1年以内の日で、月の末日が終期となります。

こんなとき、
どうする？

Q 発作は止まりましたが、まだ薬を飲んで
います。この制度を利用できますか？

A 利用できます。再発予防のための通院
医療も対象です。

Q 外国籍ですが、この制度を利用でき
ますか？

A 日本の健康保険(国民健康保険、協会け
んぽ、など)に加入をしていると、利用で
きます。

Q 年齢制限がありますか？

A ありません。お子さんでも申請できます。

Q 登録する医療機関や薬局を、変更でき
ますか？

A できます。市区町村の窓口で手続きを行
えます。

Q 医療機関を2カ所登録できませんか？

A 原則は1医療機関ですが、専門検査が必
要な場合など2カ所の登録が認められる
場合もあります。

Q 小児科に通院していますが、対象にな
りますか？

A てんかんの治療に関しては、小児科、精神
科、神経内科、脳神経外科などで、薬物治
療や精神療法の実施で対象になります。

Q 通院治療を始めた数年前に遡って、
医療費を返してもらえますか？

A 申請した日からこの制度の対象となります。
遡っての医療費の請求はできません。

Q 精神障害者福祉手帳も持っていますが、
更新日を揃えられませんか？

A できます。ただし、有効期間が手帳が2
年、自立支援医療が1年と異なります。

Q この制度を利用すると、職場や学校に
病気のことが知られませんか？

A 個人情報を守られます。

○詳しくは、公益社団法人日本てんかん協会 にお気軽にお問い合わせください。

本部事務局

〒170-0005

東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル7F

TEL : 03-3202-5661 FAX : 03-3202-7235

ホームページ <http://www.jea-net.jp/>

公益社団法人 日本てんかん協会(波の会)

Japan Epilepsy Association.(JEA)



www.jea-net.jp から
“てんかん”を正しく知ってください。

相談専用電話 **03-3232-3811** (毎週平日:月・水・金曜日 13時15分~17時)

